

第1節 「フリーター25万人常用雇用化プラン」の推進

若者の失業率が高い水準で推移していることや、フリーターの増加、学校に通っておらず、働いてもおらず、職業訓練も行っていないいわゆるニートの状態にある若年無業者の増加を背景として、2003（平成15）年度に、厚生労働大臣を始めとした関係閣僚により「若者自立・挑戦戦略会議」が発足した。会議においては、2003年6月に「若者自立・挑戦プラン」を、2004（平成16）年12月には、プランの実効性・効率性を高めるため、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を、さらに、2006（平成18）年1月には、同アクションプランの改訂版を取りまとめ、これに基づき、関係府省、国と地方、行政と産業界・教育界の連携の下、フリーターの常用雇用化、ニートの自立化の支援など、若者一人一人の状況に応じたきめ細かな対策等に取り組んできたところである。

この結果、24歳以下の若者の失業率は、2003年をピークに減少に転じ、また、フリーターについても、2004年から3年連続で減少するなど、各種対策の効果が現れつつある。しかしながら、新卒採用が特に厳しい時期、いわゆる就職氷河期が就職活動の時期に当たり正社員となれず、フリーターにとどまっている若者（年長フリーター（25歳～34歳））やニートの状態にある無業者は依然として多い状況にあり、なお多くの課題があることから、2006年12月に取りまとめられた「再チャレンジ支援総合プラン」（「多様な機会のある社会」推進会議決定）における「2010年までに、フリーターをピーク時の8割に減少させる」ことを目標に、「フリーター25万人常用雇用化プラン」（年間25万人のフリーターの常用雇用化が目標）等の各種対策を積極的に推進することにより、一人でも多くの若者が新たにチャレンジできる社会の実現を目指している。

また、2006年度より、以下の各種対策を最大限効果的かつ効率的に実施し、ハローワークの支援などにより、フリーターについて約35万1千人（速報値）の常用雇用化を実現したところである。

1 ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

若者の雇用問題の解決のためには、それぞれの地域において、実情に応じた積極的な取り組みが重要である。このため、都道府県が地域における主体的な取り組みとして、若者に対するカウンセリングから研修等までの一連の就職支援サービスをワンストップで提供するセンター（通称ジョブカフェ）を設置する場合、厚生労働省では、都道府県からの要望に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設し、若者を対象とした職業紹介を実施するほか、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業（若年者地域連携事業）を委託している。ジョブカフェにおいては、経済産業省とも連携しながら都道府県の取り組みを支援することにより、地域の実情に応じた効果的な就職支援を推進している。

2006（平成18）年度においては、46都道府県（95か所）にジョブカフェが設置されており、うち39都道府県においてジョブカフェにハローワークを併設している。また、ジョブカフェを

利用した若者の数については、2006年度は延べ約167万人、就職者数については約9万3千人となっており、着実に実績を上げている。

さらに2007（平成19）年度には、新たな支援メニューとして、職場定着を促進するための支援、各地域のジョブカフェが相互に連携を図った就職支援を実施し、ジョブカフェの就職支援機能の一層の強化を図っている。

2 若年者トライアル雇用事業の実施

フリーターや学卒未就職者などの若年失業者を短期間のトライアル雇用により受け入れる企業に対する支援を行い、その後の常用雇用への移行を図る若年者トライアル雇用事業を実施している。2006（平成18）年度は、48,282人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した43,130人の79.6%に当たる34,326人が常用雇用に移行するなど、若者の安定した雇用の促進に効果が見られたところである。

3 日本版デュアルシステム（実務・教育連結型人材育成システム）の推進

若者のフリーター化・無業化を防止しつつ、企業の求人内容の高度化のニーズに対応した実践的な能力を習得するため、企業実習と一体となった教育訓練を行うことにより一人前の職業人を育成する日本版デュアルシステムを実施している（2006（平成18）年度の実績については、第4章第1節（223頁）参照）。

4 ハローワークにおけるフリーター常用就職支援事業の実施

常用雇用を希望するフリーターを支援するため、ハローワークにおいて専門の窓口を設け、セミナーや合同選考会の開催、専任職員による一対一の相談・助言、求人開拓、職業紹介、就職後の職場定着指導等、常用雇用化に向けた担当者制による一貫した支援を実施している。

5 フリーター等若者に対する農業就業の支援の実施

新たに農業への就業を希望するフリーター等若者を重点に、農林水産省と連携し、都道府県労働局ごとに1か所のハローワークに設置した「就農等支援コーナー」において農業に関する就業支援情報を提供し、職業指導を通じて職業選択の幅を広げ、農業で働くことについての理解を深めさせるとともに、個人の状況・希望に応じて農業就業のための情報提供、農業法人等への職業紹介や農業研修施設へのあっせん等をきめ細かな職業相談の中で行い、農業就業支援を実施している。

また、2007（平成19）年度においては、年長フリーターの常用雇用化に重点を置いた支援を行っている。具体的には、少人数のグループによる就職支援（ジョブクラブ）の実施や、就職困難な年長フリーターを正社員として雇用する事業主に対する助成制度の創設、職業能力を判

断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設、業界の求める採用条件に適應する職業訓練の開発・実施などに取り組んでいる。

さらに、企業において、新卒者以外にも門戸を広げるなど、若者の応募機会の拡大が図られること等を内容とする「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が第166回通常国会において、2007年6月1日に成立し（一部を除き同年8月4日施行）、改正法に基づいた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めることとしている。

第2節

若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な取組み

1 ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築

ニート等の若者の自立を支援するためには、基本的な能力等の養成だけにとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが必要となっている。

このため、各地域において、地方自治体の主導により、関係機関が若者自立支援のためのネットワークを構築し、これを活用した若者の職業的自立支援の取組みが促進されるよう、厚生労働省では、2006（平成18）年度から全国25か所に「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者自立支援ネットワークの中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることにより、ニート等の自立を支援することとしている。2007（平成19）年度においては、専門支援体制の強化を図るとともに、設置数を50か所に拡充し実施している。

2 「若者自立塾」事業の推進

様々な要因により、働く自信をなくした若者を対象として、集団生活の中での、生活訓練、労働体験等を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導く「若者自立塾」事業を2005（平成17）年度から全国20か所において開始し、2006（平成18）年度は全国25か所において若者の職業的自立に向けた支援等を実施しているところである。2007（平成19）年度には、新たに5か所を選定し、全国30か所において一層の支援を実施している。

3 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備

若者の中には、対人関係における不安や就職活動での失敗による挫折等が原因となって、就職を希望しながら就職活動に対して消極的になっている者も少なくない。これら若者に対しては、就職の実現を図る前提として、心理面も含めたよりきめ細かい支援が不可欠である。

このため、全国のハローワーク等において、臨床心理士等の専門的人材を活用し、就職活動

等における不安などの多様な悩み、課題を有するフリーター層、早期離職者等を含めた若年求職者を対象に、就職に関わるそれぞれの課題に応じた個別的、専門的相談を提供し、その就職促進を図っている。

4 若者の人間力を高めるための国民運動の推進

若年者雇用問題の解決のためには経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となった取り組みが必要であることから、2005（平成17）年度から、若年者雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、「若者の人間力を高めるための国民運動」を展開している。

この国民運動の中核として、広く関係者により構成される「若者の人間力を高めるための国民会議」を開催し、2005年9月には、国民に向けたメッセージとして「若者の人間力を高めるための国民宣言」を取りまとめるとともに、広報・啓発活動の展開など若年者雇用に関する国民各層の関心の喚起を図っており、2007（平成19）年度においても、一層の広報・啓発活動の展開等により、国民運動を推進していくこととしている（図表5-2-1）。

図表5-2-1 若者の人間力を高めるための国民宣言

若者の人間力を高めるための国民宣言

若者は、無限の可能性を秘めた、かけがえのない存在です。我が国にとって人材こそ社会の礎であり、これからの日本を担う若者が、人間力をみがき、発揮することによって、明るい未来を創り出すことができます。

社会の中で人と交流、協力し、自立した一人の人間として力強く生きるための総合的な力である人間力は、家庭、学校、職場、地域社会といった場を通じ形づくられるものですが、我が国の社会が大きく転換している今、若者を巡る様々な問題が、それぞれの場で生じています。

これらの問題の解決には、若者自らの自覚と努力も求められるところですが、若者が生きる自信を持ち、能力を高め、いきいきと活躍できる社会を目指し、経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府が一体となって、若者の人間力を高める国民運動を推進することとし、ここに、次のとおり宣言します。

- 1 子どもの頃から人生を考える力やコミュニケーション能力を身につけさせ、働くことの理解を深めさせるなど、社会に出る前の若者が生きる自信と力をつけることができるようにします。
- 2 社会にはばたく若者に広くチャンスを与え、仕事に挑戦し、活躍できるようにします。
- 3 若者が働きながら学ぶことのできる様々な仕組みを用意し、自らを高め続けることができるようにします。
- 4 働くことに不安や迷いを持つ若者が臆することなくやり直し、再挑戦できるようにします。

平成17年9月15日
若者の人間力を高めるための国民会議

第3節

学生から職業人への円滑な移行の実現

1 学校段階における職業意識形成支援

キャリア教育等の推進に向けた取組みを強化・加速化するための関連施策を取りまとめることを目的として、2006（平成18）年12月から、内閣府特命担当大臣（青少年育成）文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣を構成員とした「キャリア教育等推進会議」を設置し、2007（平成19）年5月には、若者が望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識等を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育等の推進を図る「キャリア教育等推進プラン」を策定した。

（1）小中高校生に対する職業意識形成支援

在学中の早い段階から職業意識を形成し、若者の適切な職業選択の確保や安易な離転職の防止を図ることが重要である。このため、2006（平成18）年度においては、小中高校等と連携して「総合的な学習の時間」などを活用したジュニア・インターンシップの推進、企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラムや、就職活動を実施する前に十分な就職への動機づけや職業・企業に対する理解、選択能力の向上を計るための就職ガイダンスの実施などにより、早い段階からの職業意識の形成を支援している。2007（平成19）年度においては、就職ガイダンスについて、フリーターと正社員との賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、実施回数を拡大している。

また、中学生を対象とした文部科学省のキャリア・スタート・ウィーク事業（中学校において5日間以上の職場体験を行う学習活動）の実施に当たって、職場体験の前にキャリア探索プログラムを行う、受入先企業の開拓や情報収集・提供をハローワークが行うなどの取組みを進めているところであり、2007年度においても、引き続き連携した事業の実施を図っている。

（2）大学生等に対する職業意識形成支援

大学生等に対しては、大学等と連携し、適職選択のための自己理解等を促進するためのセミナー等を実施しているほか、インターンシップ受入企業開拓事業を経済団体に委託して実施している。

（3）その他の学校内外における職業意識形成支援

この他、教育機関向け及び若年者向けキャリア・コンサルティングの充実や、就職基礎能力の習得支援及び習得した能力を証明する制度（YES - プログラム）の普及、若者の人間力を高める国民運動等により若者の職業意識形成の支援に取り組むとともに、ニートの状態にある若者等の職業意識や能力を高めることにより、職業的自立を支援する地域若者サポートステーションなどの取組みを推進している。

2 新規高卒者や新規大卒者等に対する就職支援

新規高校卒業者等の円滑、的確な就職を支援するため、若年者ジョブサポーターを全国のハローワークに配置し、在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から、就職後の職場定着までの各段階を通じて、一貫した支援を行っている。

新規大卒者等に対しては、学生職業センターや学生職業相談室、その中核としての学生職業総合支援センターにおいて、大学等と連携した職業指導や職業相談、情報データベースによる広範な求人情報の提供、就職面接会の開催等により、就職活動を支援するとともに、2007年度においては、既卒者についても、求人企業への働きかけにより、若者の応募機会が拡大されるよう取り組んでいる。